

令和3年第8回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和3年12月10日（金曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 一般質問
- 第 4 報告第 7号 令和3年度定期監査報告（第2次）について
- 第 5 議案第53号 羽幌町学校給食費に関する条例
- 第 6 議案第54号 羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第55号 羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第56号 羽幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第57号 令和3年度羽幌町一般会計補正予算（第6号）
- 第10 議案第58号 令和3年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第59号 令和3年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第60号 令和3年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第61号 令和3年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第62号 令和3年度羽幌町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第15 発議第 9号 羽幌町議会会議規則の一部を改正する規則
- 第16 発議第10号 議員の派遣について
- 第17 発議第11号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査について
- 第18 意見案第5号 離島振興法の改正・延長を求める意見書の提出について
- 第19 意見案第6号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書の提出について

○追加日程

- 第 1 議案第63号 令和3年度羽幌町一般会計補正予算（第7号）

○出席議員（11名）

1番 金 木 直 文 君	2番 磯 野 直 君
3番 平 山 美知子 君	4番 阿 部 和 也 君
5番 工 藤 正 幸 君	6番 船 本 秀 雄 君
7番 小 寺 光 一 君	8番 逢 坂 照 雄 君
9番 舟 見 俊 明 君	10番 村 田 定 人 君

11番 森 淳 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	駒 井 久 晃 君
副 町 長	今 村 裕 之 君
教 育 長	山 口 芳 徳 君
監 査 委 員	鈴 木 典 生 君
農業委員会会長	入 江 雄 治 君
会 計 管 理 者	渡 辺 博 樹 君
総 務 課 長	敦 賀 哲 也 君
地 域 振 興 課 長	清 水 聡 志 君
財 務 課 長	大 平 良 治 君
財 務 課 主 幹	熊 谷 裕 治 君
町 民 課 長	宮 崎 寧 大 君
福 祉 課 長	木 村 和 美 君
健康支援課長	鈴 木 繁 君
健康支援課 地域包括支援 センター室長	奥 山 洋 美 君
建 設 課 長	金 子 伸 二 君
建設課主任技師	石 川 隆 一 君
建設課主任技師	笹 浪 満 君
建 設 課 主 幹	上 田 章 裕 君
上下水道課長	棟 方 富 輝 君
農林水産課長	伊 藤 雅 紀 君
商工観光課長	高 橋 伸 君
天 売 支 所 長	竹 内 雅 彦 君
焼 尻 支 所 長	金 丸 貴 典 君
学校管理課長 兼 学 校 給 食 センター所長	酒 井 峰 高 君
社会教育課長 兼 公 民 館 長	飯 作 昌 巳 君

農業委員会	伊藤雅紀君
事務局長	
選挙管理委員会	敦賀哲也君
事務局長	

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊島明彦君
総務係長	嶋元貴史君
書記	山田太志君
書記	佐藤諒輔君

◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

9番 舟見俊明君 10番 村田定人君

を指名します。

◎諸般の報告

○議長（森 淳君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（森 淳君） 日程第3、一般質問を行います。

発言は通告順に許します。

本日の発言順序は次のとおりです。9番、舟見俊明君、1番、金木直文君、以上2名であります。

最初に、9番、舟見俊明君。

○9番（舟見俊明君） 一般質問させていただきます。

コロナ禍における観光振興について。日本国内全域におけるコロナウイルスの鎮静化に伴い、国内では経済活動、観光旅行など人の動きが顕著となってきている。羽幌町においても少しずつではあるが、回復の兆しが見えるようになってきているように感じる。このような状況の中、コロナウイルスの状況によっては変化することも考えられるが、羽幌町に観光客を呼び込み、経済活動をしてもらうためにも観光振興に力を入れていくべきと思う。羽幌町は、国立公園に指定されている天売、焼尻島をはじめ、はぼろサンセットビーチ、はぼろバラ園、はぼろ温泉などを有している。特に天売島においては絶滅危惧種ウミガラス、オロロン島の国内唯一の繁殖地であり、今年91羽の飛来が確認されており、昨年より26羽増え、2001年以降では最多の飛来数となっている。ウミガラスやウトウの帰島シーンや焼尻島のオンコ原生林の自然は、島へ行かなければ見ることのできない貴重な観光資源となっている。また、はぼろバラ園についても日本最北のバラ園として北方

系の品種を中心に約300種、およそ2,000株のバラが咲き誇る公園で、観賞期間は6月下旬より9月にかけてオイティンやフェアリープリンス、ハイデリンド、ハンター、アルバータなど全国でも珍しい品種のバラを楽しむことができる。バラ園についても貴重な観光資源となっている。

そこで、以下の質問をする。

1、観光振興の前提となる環境整備について、特に衛生上好ましくない道路に生えている雑草や散乱するごみなどの対策はどのように考えているのか。

2、貴重な観光資源となっているはぼろバラ園の適切な管理をするためにも最低限3人以上の職員が必要と思うが、どうか。また、今後の人材確保はどのように行っていくのか。以上です。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 舟見議員のご質問にお答えいたします。

1点目の道路に生えている雑草や散乱するごみなどの対策についてであります。道路環境の美化につきましては、町民はもとより観光客など町外から訪れる方々に気持ちよく過ごしていただく観点からも重要な取組であると考えております。町が管理しております町道については道路維持管理業務として委託業者などが、また観光施設については施設管理業務として管理職員がそれぞれ随時草刈りやごみ回収などの業務を実施しているところであります。今後におきましても通行車両や歩行者の安全確保を第一に考え、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

2点目のバラ園の適切な管理及び今後の人材確保についてであります。はぼろバラ園は本町の観光拠点の一つであり、憩いの公園として町内外の皆様にも親しまれている施設であり、園内には四季咲きのバラを中心に北海道でもまれな品種など約2,000株のバラが植栽されております。剪定や花摘みなどバラを適切に管理するためには常時3名の職員が必要と考えており、これまで3人体制で業務を行ってきたところであります。今年度は職員3名の募集に対し、2名の申込みでありましたので、職員2人体制で管理を行いつつ、繁忙期には短期雇用として職員を増員して対応したほか、町民ボランティアの皆様にもご協力をいただきながら維持管理を行ってきたところであります。今後も公募を継続して行っていくなど必要な人材の確保に努め、来園者に満足いただけるバラ園を目指してまいりたいと考えております。

以上、舟見議員への答弁とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これより質問、答弁の時間は45分以内となります。

9番、舟見俊明君。

○9番（舟見俊明君） まず最初に、現状認識を伺います。

国道、道道を通ることがあると思うのですが、どのように思いましたか。また、草などがあつた場合にどう思っていますか、返答を求めます。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時14分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 質問の意図が分かりかねたのですけれども、少しは。例えば今年度でありましたのは町民の方から神社前のところで国道で陥没がありますよというような届出と申しますか、要望がありましたので、担当課で、国道でございますので、羽幌道路事務所のほうへ通報させていただいて、早速対処していただいたということはございますが、町が直接道なり国道の維持管理について、支障等があれば当然今言ったようなお願いはしますけれども、どうのこうのと言うような立場ではございませんので、町道につきましては私も就任してからすぐ予算の範囲、当然ありますから、その中で観光シーズンでもあるので、草刈りなどをしていただきたいという要望を出すように、そういった指示は出したことはございます。

○議長（森 淳君） 9番、舟見俊明君。

○9番（舟見俊明君） 弁護士さんと後見の書記官の方とも相談させていただいたのですけれども、管轄は管轄なのです、国道、道道は。それで、町の政治が全然及ばないということにはならないだろうというふうなアドバイスをいただいております。それはなぜかという、地方自治法の1条の2第1項に住民の福祉の向上というのがあると思うのです。そうしたら、ごみとか何かによって住民の福祉が毀損されているという現状があるものですから、そのことについてそういうアドバイスをいただいております。だから、町が全然道路とか何かで絡まないということにはならないのではないかという認識でありますが、間違っていますか。返答をお願いします。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時18分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番、舟見俊明君。

○9番（舟見俊明君） きれいな環境を提供することによって観光振興にもつながりますし、住民の福祉の向上にもつながるという認識です。そして、開発に電話したところ町の要請も受けますという、こういう話ですから、ここ何年か見ていると草とかがかなりひどい状態であるわけで、その状況を解消さえていただければこちらとしては本当によろしいかなとは思っています。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時19分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長、金子伸二君。

○建設課長（金子伸二君） お答えいたします。

道路の維持管理につきましては、国道、道道、町道とありまして、それぞれの所管、管理者が適切に随時管理しているところであります。国道、道道に関しましても、町民等からの要望等がありましたら随時お互いに連絡調整をやりながら適切に維持管理に努めてきているところですし、今後におきましてもそういう要望がありましたら随時国・道のほうに情報交換しながら適切に維持管理していきたいと考えているところです。

○議長（森 淳君） 9番、舟見俊明君。

○9番（舟見俊明君） これも質問なのですけれども、ここ何年間は道路に草とか何かはかなり見えるような状態になっているのですけれども、そのことについて道とか何かに要請はされているのですか。

○議長（森 淳君） 建設課長、金子伸二君。

○建設課長（金子伸二君） 道道、国道の草については、近年は要望等は上がっておりません。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 昨年か一昨年か記憶ははっきりしませんけれども、天売のほうでマムシの発生、その件で道路に草がかかっているの、マムシが隠れていても分からないから、少し道路の奥のほうまで刈ってほしいという要望がございましたので、その件につきましては羽幌の事務所のほうにお願いをしてくるようにと、私が直接行ったのでなくて担当課で行ってもらって、何日間のうちにたしか草刈りをしていただいたということはございます。

○議長（森 淳君） 9番、舟見俊明君。

○9番（舟見俊明君） 自分の思いは、要するにきれいな環境を提供することによって観光振興にもつながりますし、羽幌町の住民にとっても快適な環境になりますので、その分の、もし自分たちができないということであれば要請できるのでありますから、要請をかけていただきたいと思いますと思うのですが、特にここ何年かはどうしても草とかごみが見えるのです。その要請をしていただきたいと思いますということをお願いしたいのですけれども、どうですか。

○議長（森 淳君） 建設課長、金子伸二君。

○建設課長（金子伸二君） お答えいたします。

そういう状況があるということであれば改めて要請をしていきたいと考えております。

○議長（森 淳君） 9番、舟見俊明君。

○9番（舟見俊明君） 管轄権のことを言われて、国道、道道は管轄権が違っていると、こう言われました。であるならば、なおさらよくない状況を要請の回数を増やすなりしてきちっとするべきが観光振興の前提となるのではないのでしょうか。何回も繰り返しになりますけれども、違うでしょうか。

○議長（森 淳君） 建設課長、金子伸二君。

○建設課長（金子伸二君） お答えいたします。

必要であればこれからも継続して要望等を上げていきたいなというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 9番、舟見俊明君。

○9番（舟見俊明君） 最初からこの質問自体が僕は羽幌町の住民、観光客の皆さんにとって気持ちよく来てもらう、気持ちよく住んでもらうということがこの質問の一番の骨子ですから、そういう答弁をいただいたということで要請のほうをそうしたらしっかりといただけますようお願いいたします。

終わります。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時25分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これで9番、舟見俊明君の一般質問を終わります。

次に、1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） それでは、質問させていただきます。

私からは大きく項目2点について伺いたいと思います。まず、1つ目です。次期地方創生臨時交付金の見通しと活用への考え方について伺います。このほど政府は、補正予算としては過去最大となる36兆円に迫る令和3年度補正予算案を閣議決定したと報道されました。この中で、国民向けとしては18歳以下の子供、経済状況の厳しい学生や住民税非課税世帯に対する10万円相当の給付などが計上されています。そして、自治体向けとしては地方創生臨時交付金が6兆円以上積み増しされたと報道され、補正予算案は12月6日開会の臨時国会に提出、年内成立を目指すとされています。これまでの臨時交付金を活用した町民向けの支援事業としては、消費活性化を図るためのクーポン券を4回にわたって配布するなど行っているところであります。新型コロナウイルス感染症の新規感染者は大分収まってきているとはいえ、新たな変異株の出現や感染者増加による第6波も懸念されているところです。町は、国会での補正予算審議の動きをにらみ、いち早く対応できるよう具体的な支援事業の検討に入るべきと考えますが、どのように見通しているのか

お聞きいたします。また、この冬の灯油高、燃油高により、広く住民生活や事業に影響が出てきています。新型コロナによる影響からまだ十分に元へ戻っていないと思われる状況から、生活支援や業者支援も必要と考えますが、どうでしょうか。

次に、大きな項目2つ目です。介護保険での補足給付見直しの影響について伺います。今年8月から介護保険施設やショートステイを利用する人の食費、居住費について低所得者の人への助成、補足給付が見直され、軽減措置が縮小されました。見直しの一つは食費負担の引上げで、特別養護老人ホームなどに入所している低所得者、年金収入月10万円超えの場合、負担を月2万円から4万2,000円に引き上げました。ショートステイ利用者では、全ての住民税非課税世帯で1.5倍から2倍に値上げとなっています。もう一つは資産要件の見直しで、補足給付の対象となる預貯金額を引き下げたために補足給付を利用できなくなったという場合には月6万円も一気に増える人もいるということでありませう。厚生労働省によれば、この見直しの影響を受ける人は全国で27万人にも上ると言っています。介護保険法では、介護が必要になっても尊厳を保持し、能力に応じ自立した生活を営めるよう必要な給付を行うとして、お金の心配をすることなく必要な介護サービスを必要なときに利用できることを理念としています。しかし、現状は介護サービスを利用したいが経済的な負担が大きいためとして利用していない人もいます。今回の見直しは、こうしたサービスをさらに利用しづらくするものではないでしょうか。このたびの見直しによる影響等、以下質問をいたします。

1、羽幌町内の特別養護老人ホーム入所者やショートステイ利用者で影響を受けた人数や負担額はどうなっていますか。

2、利用者や家族等への制度変更についての周知や説明はどうであったでしょうか。

3、施設利用での変化は見られていませんか。

4、負担が厳しくなったり困難になったりした場合は、その対応はどうでしょうか。

以上です。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 金木議員のご質問1件目、次期地方創生臨時交付金の見通しと活用への考え方についてお答えいたします。

国の令和3年度補正予算案につきましては11月26日に閣議決定され、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については6.8兆円、うち地方単独分として1.2兆円が予算計上されたところでありますが、各自治体に対する交付限度額の算定の考え方などについては今後示されることとなっております。本町につきましては、閣議決定以前から交付限度額等が決定次第速やかに対応できるよう必要とされている事業や暮らしに対する支援などについて関係団体等からも情報収集を行い、事業案の検討を進めるよう各課に指示をしているところであります。今後の予定といたしましては、来週中には1回目の庁内会議を開催し、各課が検討した事業案について協議を行い、その後は必要に応じて協議を重ね、交付限度額等が決定次第、実施予定事業を精査した上で、これまでと同様に

町議会新型コロナウイルス感染症対策特別委員会での事業計画案の説明を経て補正予算案を提出、議決いただき、速やかに実施したいと考えております。

また、今回国が想定している交付金の使途につきましては、感染症対策の徹底、感染症の影響により厳しい状況にある方々の事業や生活、暮らしへの支援、ウィズコロナの下での社会経済活動の再開に向けた対応などとなっておりますことから、国の補正予算に計上されている他の経済対策や生活支援対策などについても勘案しながら町が実施すべき支援策等を提案したいと考えております。

次に、ご質問2件目、介護保険での補足給付見直しの影響についてお答えいたします。

1点目の特別養護老人ホーム入所者等への影響についてであります。8月の制度改正後2か月の実績では施設利用者で25人、105万円、ショートステイ利用者では13人、5万7,000円程度の負担増となっております。

2点目の利用者や家族への周知及び説明についてであります。制度変更に係る周知につきましては7月の年度更新案内及び決定通知の際に個人ごとに行っており、電話等での問合せはありましたが、内容を説明し、ご理解をいただいているところであります。

3点目の施設利用での変化についてであります。基準額の引下げにより段階の変更となる方はおりますが、この制度改正の影響による施設利用の変化は特段見られていないものと認識しております。

4点目の負担増や困難になった場合の対応についてであります。利用者負担額の軽減サービスといたしまして食費、居住費の特例減額措置と社会福祉法人等による利用者負担軽減制度があります。食費、居住費の特例軽減措置は、市町村民税課税状況など6つの要件を満たした方が対象となりますが、今年度は該当となる方はおりません。一方、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度についてですが、この制度についても世帯の年間収入や市町村民税課税状況など5つの要件を満たした方が対象となるものであります。1点目の答弁で申し上げました負担増となった方のうち施設利用者2名が本制度に該当しております。また、今回の見直しで補足給付の対象外となる方でも預貯金額等が減少して認定要件を満たすこととなった場合には負担軽減の対象となります。議員ご指摘のとおり、制度改正により一部負担増となっているケースもありますが、現時点では特に混乱もなく、落ち着いている状況でありますので、今後も制度の周知を図りつつ、理解を深める努力をしてまいりたいと考えております。

以上、金木議員への答弁とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これより質問、答弁の時間は45分以内となります。

1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） それでは、一問一答で何回か質問させていただきたいと思っております。

まず、最初の地方創生臨時交付金の今後の決まるであろうと思われるこの交付金の見直し、その活用の仕方ということなのですが、コロナ禍が始まってこれまでも数度、今年度はないのかな、昨年度は3回ぐらいにわたって臨時交付金が出されてきているということ

もあって、町としても経験済みですから、いち早く各課で検討を進めてきているというお答えでありますので、その点は理解いたしました。私はこの間の報道で、たしかその交付金、都道府県向けに3兆円、市町村向けに3兆円だというような報道があったかなど、そんな認識でいたのですけれども、答弁では地方単独分では1.2兆円、1兆2,000億円ですよということであります。国のほうでは使い道が決められた分も含めて3兆円だったのか、その辺私の認識が違ったのか、途中でまた金額などが訂正されたのかどうか、これは一応1.2兆円ということで、地方で使えるであろう金額はこの点でいいということですね。

○議長（森 淳君） 財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） お答えいたします。

国のほうで補正予算提出に当たって内閣府のほうから道を通じて私たちのほうに届いている分につきましては、総額は6.8兆円です。地方単独分につきましては1.2兆円、あと国庫補助事業の地方負担分、いわゆる補助裏と言われる部分で0.3兆円、あと今回新たに出てきました検査促進枠分として0.3兆円、あと時短要請等々でかかった経費の部分を補填するというので協力要請推進枠等で5兆円と、こういう形の内訳で内閣府のほうからは通知が来ております。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 分かりました。新しく組んだり、今は落ち着いているとはいっても第6波が始まったときのための支援金とかいうことも入れての6.8兆円ということだということは理解いたしました。去年は恐らく3度にわたって組まれています。それぞれ羽幌町の交付金幾らだったかはちょっとはつきりは覚えていないのですけれども、今回1.2兆円という規模からして過去、去年あたりの交付金と比べてどんなぐらいなのかというざっと予想とかがつづくものですか。幾らぐらいは来そうだなとかその辺の見通し、もし分かればお願いします。

○議長（森 淳君） 財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） お答えいたします。

国のほうも3度ほどですか、補正予算を組んで交付金交付されておりますけれども、その都度算定の根拠になる数字とかが変わっていますので、一概に幾らというのは難しい部分であるのですけれども、単純に国のほうが予算化している金額からいきますと、同じような算定でしていただけるということであれば1億円程度、1億円を超えるか超えないか、それぐらいの金額になるのではないかというふうには捉えております。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 分かりました。これまでは当町でもいろんな事業を組んできましたけれども、町民、業者向けの大きな支援事業としては4回のクーポン券の配布、それから飲食店、小売店、旅館等への支援、それから農業、漁業者支援、あとバス事業者やハイヤー事業者への支援などが目について記憶にある大きなところかなと思います。もう既に

各課でも検討が始まっているということですが、もし今度交付金が決まったらぜひこういうものに使いたいなとかいうようなこと、まだ公表はできないかも、本当の検討の段階なのかどうか分かりませんが、一つ二つでもこういうことを今考えているのだというようなことがもし可能であればお聞きしたいところなのですが、いかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時43分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁からもあったのですが、来週に各課から検討している事業案を取りまとめた上で優先順位というか、どういうものが上がってきているのかまず確認させていただいた上で、町の方々にどういう形で支援ができるかというのを検討してからという形に進めたいということですので、今の段階でこの事業ということでは決まっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 分かりました。そういうことでありますので、はっきり具体的にぼんぼんと決まる前に私の思いということもひとつこの場で述べさせていただいて、それも加味して検討していただければなという考えもあって一般質問いたしました。やっぱりこの冬は何と云っても、コロナ禍も大変ですが、油代、灯油代、燃油代が本当に高く、先日病院の待合室に行きましたらお年寄り、高齢者の会話は、灯油代高いねと、待合室に来ると暖かくていいねというようなことが本当にまことしやかな話題というか、なっていました。それで、この油の高騰というのも広く考えれば、私は世界情勢はそんなに詳しくないですが、世界的なコロナ禍によって原油価格が不安定になっているということもあって日本に入ってくる油もそれにつれて高くなっているのかなと思っておりますが、結局そういう感じで各家庭や事業所に影響を及ぼしているわけですから、今回の臨時交付金、例えば考えられる項目としては緊急暖房費支援事業だとか、業者向けであれば緊急燃油負担支援事業だとか、そういった名目で、コロナの影響もあって、もしや暖房費けちって寒い部屋にいたら体力が落ちて風邪も引いて、それがまたコロナウイルスを引き寄せてしまうようなおそれもないとは言えない。だから、そういった生活不安を解消するためにもこの交付金は十分私は使える中身かなと思っておりますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（森 淳君） 財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） お答えいたします。

細かな交付要綱等来ていませんので、どういう形にできるかというのはあるのですけれど

ども、基本的にはコロナウイルス対策という形がこの交付金の趣旨になっておりますので、今議員がおっしゃられた部分、そういう部分をコロナの部分と関連しながら対応できる部分があれば、今僕が答弁してはいますが、事業をまず出していただくのは各課になりますので、各課長今おりますので、その辺もできるものがあるのかどうか検討するのではないかと思いますので、もう少しお時間いただければと思います。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 貴重な財源となるわけですから、これからまた先も消毒の薬剤だとかマスクだとか、そういう必要経費も、そういう部分も当然必要になってくるわけですから、全額こういった支援に使うということではなくて、可能な範囲で考えていただければと思っています。

それで、昨日磯野議員が、磯野議員の場合は福祉灯油のことから暖房費支援、燃油、灯油の支援ということを質問されておりましたけれども、私は特に違う方向から、今回の交付金の中からそういった暖房費、灯油の支援ということで、支援する対象は同じですから、町民だったり低所得者ということになると思うので、発言させてもらいたいのですが、昨日の答弁の中で私気になるところがありました。生活保護世帯も含めた福祉灯油対象者の拡充を求めた質問で、生活保護世帯には法律に基づく冬季加算として上乘せ支給されておりますことから、町独自の支援は考えていませんと答弁をされているのです。言い換えれば生活保護世帯に町が独自に上乘せして支援するのは規律違反だと、決まりを逸脱するものだ、だから町ではやらないのですというような答弁にも聞こえたのですが、そういうことでの理解でいいのかどうかお願いします。

○議長（森 淳君） 福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） お答えいたします。

そういう意図で答弁したつもりはございませんで、国のほうの法律に基づいて生活最低限の保障を国が行っているのです、町としては追加での支給は考えておりませんという意味で答弁したつもりでございます。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） それであれば独自の支援はやろうと思えば可能だという考えだということ。しつこく聞いて申し訳ないのですが、やろうと思えば別にやってもいいのだけれども、特に羽幌町ではそこまでは考えませんという答弁だったのですかね、昨日のは。お願いします。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時50分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） お答えいたします。

町単独ではできないというわけではございません。昨日の答弁でもありましたが、他町村でも灯油券等を配っている自治体も一部見受けられるということです。町として生活保護に出したら駄目というわけではないです。現金給付等になるといろいろな問題があって、道等に確認したりとか、所得に入ってしまうかの確認は必要ですが、灯油券等については他自治体もやっているところはありますので、町で駄目という意味ではないということです。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 分かりました。私が得ている情報をお話ししたいと思います。

2007年、平成19年、ちょっと古い話になりますが、14年ぐらい前ですが、この年もかなり油代が高騰しまして、国は緊急対策を打ったのです。このときに厚生労働省の社会・援護局から全国の各都道府県、政令指定都市、中核市の生活保護担当課向けに連絡文書を発しています。原油の高騰による政府の緊急対策のうち低所得者に対する灯油代の助成の中に生活保護世帯も助成の対象とするという見解を示しています。それで、生活保護法には確かに実施要綱では限度額8,000円以上の助成金を超えると収入認定されてしまうという規定があるのですが、福祉灯油に関しては8,000円を超えたとしても機械的に収入認定をするようなことはしないで柔軟に扱いますという連絡文書が14年前ですが、出ています。最近この間この点は今も有効かと、厚生労働省の見解は変わっていませんかということをして国会のほうの、私は聞いていませんけれども、国会議員団のほうを確認したところ、そのまま今も変わっていませんという回答を得たという情報は私は得ています。ですから、ぜひ道内の大きな都市でもどんどん今福祉灯油、福祉灯油の質問ではありませんけれども、生活保護の世帯、低所得者世帯への支援ということについてはどんどん広まってきていまして、札幌市以外の市はほとんど実施しているのかなと思っています。特に旭川市や釧路市では生活保護世帯にも支給をするというふうに新聞報道を見ています。私は、この交付金での支援ということになるとぜひ限定をしないで、恐らく1億円ぐらいは来るのだらうと思えば、そのうちの全世帯、3,000世帯に1万円ぐらいずつを配付するぐらいの施策をどんと打ってもらいたいなというふうに思っています。そういうことも含めて大きな判断やそういう方向性、ぜひ検討してもらいたいと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 先ほど課長からも申し上げましたし、答弁でも申し上げており、これからでございますので、要綱等が来ないと、それに使えるかどうか、そういうはっきりしたものも分かりませんので、また事業によってはどれだけかかるかといった配分等もいろいろ変わってきますので、勘案してこれからまた委員会のほうにもご説明を申し上げたいと思います。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 分かりました。当然委員会とか臨時議会とかも今後開かれるのでしょうから、ぜひ私は期待をさせていただきたいと思います。

次の2つ目の項目のほうに移ります。介護保険での補足給付の見直しの件ですが、この間私も新聞報道などを見ていまして、食費負担が倍増、施設を利用できなくなる深刻な事態などという新聞記事を見ていたものですから、もしもこうした事態が羽幌町で起きていたら、それはまた大変なことだなという思いもいたしまして、今回どんな状況なのか、どんな影響が出ているのかということをお聞きしたところです。答弁の中では特別養護老人ホーム2か月分であれば25人に105万円の影響ということは、1人平均にすれば2万1,000円ということになります。月平均です。1か月2万1,000円、年間にすれば12倍ですから、25万2,000円が増えたと、負担増になるという計算になります。これは年間25万円増えるとなるのは穏やかではないかと、相当大変だろうなというふうな気がいたします。それでも特に混乱はなく、落ち着いている状況だということでもありますので、私はほっとしているところでもありますけれども、別な言い方をすればぎりぎりでも負担できる人以上の方が施設を利用しているということも言えるのかなど。本当に負担ができない人には利用したくてもできないような状況も、そういう人も中にはいるのだろうなというふうに考えるところです。もしも負担できなくなった場合、滞納するような場合になったときにはいろんな規則などがあって退所してもらおうということもあるのかどうか、過去にそういったことが、退所していただいたという経験もあるのかどうか、その辺もし明らかにしていただければならお聞きしたいところだと思います。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えいたします。

具体的に今議員おっしゃられたような現象が発生したのかは確認といたしますが、今現状資料等もない状況でありますので、後ほどお答えをさせていただきたいと思います。ただ、基本的に今回の負担限度額の見直しという部分についても在宅で暮らす方の食費、居住費との均衡を施設入居者の方にも取っていただくというような中での改正でありますし、プラスしまして年金収入だけではなくて預貯金等の基準もございますので、すぐにこの改正によってお金が払えなくてという状況にはならないのかなというふうには思っております。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 実際は身近にはいないので、私も何とも言えないところではありますけれども、いろんな相談に乗ってほしいとかいう利用者も中にはいるだろうと思います。そういうときにはあなたは滞納しているからどうこうと高飛車に行くのではなくて、どうやったらうまくいくか、いろんな制度も使いながら親身になってそういう相談、対処、当然されると思うのですが、そういったことも十分に温かい目で、温かい支援をもって対応、対処してもらいたいと思いますが、最後そうしたらお願いします。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） 最後のほうにも町長の答弁のほうでも申しあげましたけれども、基本的に基準以下になった場合については補足給付当然受けられるような状況になりますので、基本的にはそのような状況にはならないのかなというふうには思っておりますけれども、今議員おっしゃられたような相談等につきましては、一義的にまず入所者の方は施設が当然相談受けますし、例えばショートの方ですとかですとかケアマネジャーが一義的には相談を受けてそれぞれの状況の中で対応するという状況になっておりますので、正直なところ議員おっしゃるような状況は生まれないのかなと。しっかりそのようなケアマネジャーですとか、施設にもケアマネジャーはいますし、当然施設の職員もおりますし、そのような状況は生まれないのかなというふうには認識しております。

○議長（森 淳君） これで1番、金木直文君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎報告第7号

○議長（森 淳君） 日程第4、報告第7号 令和3年度定期監査報告（第2次）についてを議題とします。

本案について代表監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、鈴木典生君。

○代表監査委員（鈴木典生君） ただいま議題となりました令和3年度定期監査報告（第2次）について内容のご説明を申し上げます。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施しましたので、同条第9項及び羽幌町監査基準第14条の規定により、その結果を別紙のとおり報告いたします。

なお、本監査の報告につきましては、平山監査委員との合議によるものであります。

1 ページをお開き願います。定期監査報告書。

1、監査の時期及び対象であります。平山監査委員とともに、令和3年10月19日から10月28日までのうち6日間にわたり、地域振興課ほか、御覧の対象機関を実施したところでございます。

2、監査の対象とした事項であります。財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、提出された関係書類、帳簿等に基づきその内容を確認するとともに、関係職員からの聞き取りにより実施をいたしました。

3、監査の結果であります。財務に関する事務についてそれぞれ適正な執行に努めら

れたものと認められました。

主な内容につきましては、次のとおり報告をさせていただきます。2ページをお開き願います。最初に、福祉課について申し上げます。(1)、社会福祉状況、①、福祉タクシー利用状況であります。障がいの程度に応じましてタクシーの乗車券を該当者に年間24枚、または12枚を交付しているものであります。また、その属する年度内に満80歳以上となられる方に対しましても12枚を交付しております。令和3年度9月末現在の総交付枚数は1万44枚で、うち総利用枚数は3,300枚となっております。次に、②の児童手当の支給状況では、令和2年度及び令和3年度9月末までの受給者数等を表したものでございます。内容は記載のとおりでありますので、御覧をいただき、説明は省略させていただきます。③、令和3年度認定こども園及び幼稚園施設型給付費状況ですが、アの対象園児数は、9月末現在におきまして藤幼稚園22名、認定こども園・まきでは幼稚園49名、保育所75名となっており、合計で146名となっております。3ページを御覧願います。イ、負担金の支出状況は、国・道、町合わせて藤幼稚園につきましては1,051万1,320円、認定こども園・まきの幼稚園は2,127万2,160円、保育所は3,468万8,340円、合計で6,647万1,820円となっております。町の負担は、幼稚園2か所で1,005万9,474円、保育所1か所で867万2,085円、合計で1,873万1,559円となっております。④の地域福祉基金状況であります。今年度9月末までの寄附金は、1件、10万円であります。5月に基金に積立てをしております、3億1,107万6,735円となっております。⑤、保育士修学資金貸付状況であります。令和3年度における4月から9月末までの貸付け及び返還等はございません。⑥、保育士修学基金状況から次のページ、⑧の福祉バス利用状況までにつきましては、説明を省略させていただきます。⑨の老人クラブ等補助金交付状況では、前年度に比較し、団体数におきましては9団体で増減はありませんが、会員数は6人減少し、158人となっております。また、交付決定額につきましても5,400円減の113万5,200円となっております。⑩の敬老会事業助成金交付状況では、市街地区の敬老の集い事業が新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となっておりますことから、羽幌町社会福祉協議会への助成金交付はございません。⑪、令和3年度敬老記念品贈呈状況、⑫の勤労青少年ホーム利用状況につきましては、説明を省略させていただきます。

5ページを御覧願います。(2)、国保医療状況の①、医療費支出状況では、会計区分ごとの扶助費等の費用を表したもので、内容は記載のとおりでございます。以下説明を省略させていただきます。②、国民健康保険給付費支払準備基金状況では、給付費に充当するため、125万9,000円を取り崩しております。

6ページをお開き願います。健康支援課でございます。(1)、各種検診実施状況と(2)、各種予防接種実施状況は、検診及び予防接種区分ごとの対象者数等を令和2年度実績と令和3年度9月末現在の状況を表したものでございます。各種予防接種実施状況で、次のページになりますが、表の下段に新型コロナウイルスワクチンの接種状況を記載して

おります。町外での接種者を除き、9月末での1回目の接種は5,380名、88.3%であります。御覧をいただくことにより、説明は省略をさせていただきます。(3)、すこやか健康センター利用状況、8ページの(4)、介護認定状況、①、令和2年度申請及び認定状況、②、令和3年度申請及び認定状況につきましても御覧をいただくことにより、説明は省略をさせていただきます。③、要介護認定者介護サービス利用状況では、令和3年8月末現在における認定者のサービス利用状況を介護度ごとに在宅と施設入所者の人数を表したものであります。利用者は、昨年度同期と比較し、合計で18名減の420名となっております。

9ページを御覧願います。(5)、特別養護老人ホーム及び(6)、しあわせ荘短期入所生活介護につきましても説明は省略をさせていただきます。

10ページをお開き願います。(7)、介護保険給付状況、①、居宅介護、居宅支援サービスの3年度9月末実績では、前年度同期に比較しまして件数で2件増の5,650件で、支給額は927万6,404円減の3億3,625万5,573円となっております。

②、介護保険給付費等準備基金状況、次のページ、(8)、緊急通報システム設置状況は、御覧をいただくことにより、説明は省略をさせていただきます。

次に、(9)、医師研究資金等貸付状況であります。令和3年度における4月から9月末までの貸付けは9名、3,900万円であります。また、償還免除は6名で4,300万円となっており、令和3年9月末現在の貸付額は10名、5,350万円となっております。

(10)、助産師看護師修学資金貸付状況であります。令和3年度における4月から9月末までの貸付けは6名で166万円、また償還免除は1名、30万円、償還は3名の53万円となっており、令和3年度9月末現在の貸付額は12名で1,739万円であります。

(11)、助産師看護師修学基金状況につきましては、今年度13万円を積立てし、9月末現在414万円となっております。

次に、12ページをお開き願います。町民課について申し上げます。(1)、総合受付状況につきましては、記載のとおりの内容となっております。御覧をいただくことにより、説明は省略をさせていただきます。

13ページを御覧願います。(2)、公営住宅管理状況、①、管理戸数及び入居状況の下段にあります空き家戸数は、前年同期より14戸増の77戸となっておりますが、この中には政策空き家として45戸が含まれておりますことから、利用可能な空き家戸数は19戸となっております。②の敷金状況は、記載のとおりとなっております。③、羽幌町営住宅等整備基金状況につきましては、4月に1,453万6,000円を積立てし、1億1,361万6,000円となっております。

(3)の令和2年度集会所利用状況から17ページの(9)、海鳥保護基金状況までは御覧をいただくことにより、説明は省略をさせていただきます。

(10)、北海道海鳥センター入館者状況であります。3年度9月末現在の入館者は前年同期に比較して1,472人減の2,388人で、平成9年度オープン以来累計で4万3,799人となっております。

18ページを御覧願います。(11)、生活路線バス通学定期運賃補助金交付状況であります。3年度の通学対象者数8名に対しまして定期運賃の額に100分の15を乗じて得た補助金額は、48万4,800円となっております。

(12)、令和2年度の生活路線バス維持費補助金交付状況であります。羽幌町が関与する対象路線の補助金額のうち羽幌町の補助金交付額は、表の右下の合計807万8,000円となっております。

(13)、令和2年度の離島航路事業補助金交付状況であります。表にあります離島航路旅客運賃補助は、離島住民に対しての高速船に係る急行料金の割引補助で、町の単独補助であります。4月、フェリー一点検のため高速船のみの運航時に係る急行料金の10割、また通常料金における急行料金の3割を補助するもので、30万3,960円となっております。次に、離島航路旅客定期航路事業補助であります。これにつきましても表右の摘要欄に記載のとおり、島民運賃補助であります。北海道との協調補助で離島住民に対し航路運賃の割引補助をしているもので、羽幌町の補助金交付額は137万4,993円あります。次の離島航路定期航路事業補助につきましては、航路運営に係る欠損補助で、国庫補助事業であります。国の補助残につきましては、道と町おのおの2分の1の協調補助で、羽幌町の補助金交付額は3,654万4,545円あります。

次のページ、(14)、交通対策事業基金状況から20ページの(16)、町内循環バスほっと号の利用状況までの説明は省略をさせていただきます。

21ページを御覧願います。財務課について申し上げます。(1)、町税収納状況であります。9月末現在の収納率を合計欄で申し上げますと、現年度分と滞納繰越し分の合計は62.91%で、前年度同期と比較し、0.15ポイント減少しております。

以下、22ページの(2)、保険税収納状況から23ページの(6)、備荒資金組合納付金状況までにつきましては、御覧をいただくことにより、説明は省略をさせていただきます。

24ページをお開き願います。出納室について申し上げます。有価証券及び出資による証券の保管状況であります。株券等は会計管理者において保管されており、9月末現在の合計額は3,494万4,000円で、昨年度と同額であります。

25ページを御覧願います。総務課について申し上げます。(1)、職員配置状況であります。表の右側、下段の合計欄に記載のとおり、職員数は定数160人に対しまして現員数124人、定数外職員102名の合計226名であります。前年度同期に比較し職員3名が減少し、定数外職員の変更はなく、合計で3名の減となっております。

(2)、役場庁舎等整備基金状況につきましては、預金利息17万6,164円を積立てし、1億6,369万1,539円となっております。

26ページをお開き願います。地域振興課について申し上げます。(1)、人づくり事業基金状況につきましても説明は省略をさせていただきます。

次に、(2)、まちづくり事業基金状況ですが、増加額の130万3,376円につきましては、令和2年度の商業複合施設貸付けの収支残130万1,371円及び定期利息分2,005円を積み立てたものです。また、減少額736万100円につきましては、令和2年度のハートタウンはぼろ改修事業に346万5,000円、サンセットプラザ施設管理事業に389万5,100円、財源充当のため取り崩したものであります。

(3)、まちづくり応援基金状況です。増加額1億5,093万4,668円につきましては、次の(4)、まちづくり応援寄附金実績、表の下に記載の令和2年度の寄附額1億4,993万4,668円と企業版ふるさと納税1件、100万円を積み立てたものであります。減少額の1億875万5,188円は、地域産業の活性化のための事業など、使途の指定されたまちづくり事業及び返礼品等に係る経費に充てたものであります。

(4)、まちづくり応援寄附金の実績について申し上げます。令和3年度9月末までの状況ですが、道内居住者176件、道外居住者2,731件、合計2,907件で、3,543万8,000円となっております。去年同期と比較しますと、件数で193件、寄附金額で604万4,208円の減となっております。

27ページを御覧願います。教育委員会所管であります学校管理課について申し上げます。(1)の奨学基金運用状況では、基金運用額は前年度と同額の1,472万円で、表の右側に記載のとおり、新規貸付け1名、12万円で、運用額の内訳は、貸付金8名で361万4,000円、現金は1,110万6,000円であります。

(2)、羽幌町教育施設整備基金状況であります。預金利息2,600円を積み立て、学校及び給食センター管理事業等に3,003万7,000円を充当したことにより、9月末現在2億1,441万6,340円となっております。

(3)、スクールバス利用状況は、記載のとおりの内容となっております。

28ページをお開き願います。(4)、小学校、中学校の現況についてであります。10月1日現在の児童数、生徒数を去年同期と比較しますと、羽幌小学校では17名減の262人、羽幌中学校では昨年と変わらず134人となっております。以下説明は省略をさせていただきます。

29ページを御覧願います。社会教育課について申し上げます。(1)、郷土資料館入館状況、(2)、焼尻郷土館入館状況は説明を省略させていただきます。

(3)、体育施設利用状況ですが、9月末現在では去年同期に比較し、957人減の合計4万8,514人となっております。今年度も新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による施設の休館及び利用自粛等により、昨年度とほぼ同数の利用者となっております。

30ページをお開き願います。(4)、文化協会加盟団体状況及び(5)、体育協会加盟団体状況であります。前年度同期に比較して加盟団体数は、文化協会が1団体減の30団体、体育協会は増減がありませんので、合計43団体であります。会員数は、文化協

会で12人増の374人、体育協会は37人減の452人であります。

(6)の中央公民館利用状況では、9月末現在5,821人で前年同期より617人減少しております。要因としましては、体育施設同様、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、施設の休館及び利用自粛等によるものであります。

(7)、図書館利用状況は、記載のとおりの内容となっております。

以上で令和3年度第2次定期監査報告といたします。よろしくご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（森 淳君） これから監査報告の内容について、監査委員に対して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第7号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第7号 令和3年度定期監査報告（第2次）については原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第53号

○議長（森 淳君） 日程第5、議案第53号 羽幌町学校給食費に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

学校給食センター所長、酒井峰高君。

○学校給食センター所長（酒井峰高君） ただいま上程されました議案第53号 羽幌町学校給食費に関する条例について、提案理由と内容についてご説明申し上げます。

令和3年12月9日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。学校給食費について透明性の向上、公平性の確保、教職員の負担軽減、保護者の利便性の向上、給食の安定的な実施等を図るため、令和4年度から公会計化を実施することに伴い、制定しようとするものであります。

それでは、条例案の説明に入ります。次のページをお開きください。羽幌町学校給食費に関する条例。

第1条では、趣旨として、この条例は、学校給食法に基づき実施する学校給食に係る学校給食費に関して必要な事項を定めるものとしております。

第2条では、定義として、用語の定義を定めております。

第3条では、学校給食の実施として、学校給食は学校給食法に基づき、児童・生徒等を

対象に実施するものを想定しております。

第4条では、給食費の額及び徴収として、給食費の額は、学校給食に要する経費として給食材料の市場価格を勘案の上、学校給食法に規定する保護者の負担する経費の範囲内において町長が定めることとしております。次のページをお開きいただきまして、なお第1号及び第2号において飲用牛乳の提供を受けない場合と飲用牛乳のみの提供を受ける場合の給食費の額を規定し、第2項において給食費は学校給食の提供を受ける児童・生徒の保護者等から徴収するものとしております。

第5条では、給食費の納付方法について規定しており、第1号では納期限を毎月月末とすること、第2号では1か月当たりの納付額については学校給食の年間予定回数に給食費の単価を乗じ、12で除して得た額とすることとし、ただし書として年度途中で転入などがあった場合の金額についての計算方法を、第3号では学校給食費の年間予定回数に変更があった場合は年度末に精算し、還付または追徴する規定を設けております。

第6条では、給食費の減免に係る規定であり、第1号では学校給食の提供を受けている児童・生徒等が病気等を理由に学校給食の提供を受けない日の5日前までに申出があったとき、第2号では年度途中で転出、死亡があったとき、第3号では保護者が災害等により給食費の納付の資力を失ったとき、第4号ではそのほか町長が適当と認めるときにそれぞれ減免できるものとしております。

第7条では、学校給食の試食について申出があった場合に実施できるものとし、この場合には第4条で規定する給食費を徴収するものとしております。

第8条は、委任として、この条例の施行に関し必要な事項は別に定めるものであります。

附則として、第1項では条例の施行日を令和4年4月1日とし、第2項ではこの条例の規定による学校給食の提供に必要な手続その他の準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる旨の規定を設けております。

以上が条例の提案理由とその内容であります。

なお、条文の読み上げにつきましては、ただいまの説明をもちまして省略いたしますことをご理解願います。

ご審議、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第53号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号 羽幌町学校給食費に関する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号

○議長（森 淳君） 日程第6、議案第54号 羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） ただいま上程されました議案第54号 羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和3年12月9日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例における規定の整備を行うため、改正しようとするものであります。

次のページをお開き願います。羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年羽幌町条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正内容を申し上げます。別途配付しております資料、羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表を御覧願います。この新旧対照表は、左側に現行条文を、右側に改正案を、改正箇所を下線を引いて表示しております。

それでは、改正内容ですが、現在本町には羽幌町家庭的保育事業等はない状況ではございますが、保育所等との連携に係る部分で第6条第1項中の「第3号」を「以下この条」に、及び次のページ、同項第3号中の「この号」の次に「及び第4項第1号」を加える改正は、連携に係る範囲の拡大に伴い、改正しようとするものであります。

次に、第6条第5項の改正は、基準省令の改正により字句の修正及び「行う者」を「行う施設」に改正しようとするものであります。

ただいまの説明をもちまして改正条文の朗読は省略させていただきます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第54号 について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号 羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号

○議長（森 淳君） 日程第7、議案第55号 羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） ただいま上程されました議案第55号 羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容について説明申し上げます。

令和3年12月9日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、電磁的記録等に係る規定を追加するほか、本条例における規定の整備を行うため、改正しようとするものであります。

次のページをお開き願います。羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年羽幌町条例第25号）の一部を次のように改正する。

それでは、改正内容を申し上げます。別途配付しております資料、羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表を御覧願います。この新旧対照表は、左側に現行条文を、右側に改正案を、改正箇所を下線を引いて表示しております。

それでは、主な改正内容を説明いたします。基準府令がデジタル化の推進に伴い、保育所等の子ども・子育て支援を行う事業所等の業務負担軽減等を図る観点から、事業者等における書面等の作成、保存等について電磁的方法による対応も可能である旨を規定するとともに、保育所等を利用する保護者の利便性向上や保育所等の業務負担軽減等の観点から、保護者への説明のうち書面で行うもの及び書面等で行うことが想定されているものについて電磁的方法による対応も可能である旨を規定するために改正されたことにより、本条例においても1ページから3ページにかけての第5条第2項から第6項に電磁的記録に係る

規定及び関連する第38条第2項を削除し、6ページ下段から10ページにかけて第4章、雑則を加え、新たに第53条として電磁的記録等として追加しようとするものであります。

その他の改正につきましては、基準府令に伴う所要の規定の整備でございます。

ただいまの説明をもちまして改正条文の朗読は省略させていただきます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第55号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号 羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号

○議長（森 淳君） 日程第8、議案第56号 羽幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） ただいま上程されました議案第56号 羽幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容について説明申し上げます。

令和3年12月9日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、出産育児一時金の支給額の見直しを行うため、改正しようとするものであります。

次のページをお開き願います。羽幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

羽幌町国民健康保険条例（昭和34年羽幌町条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正内容を申し上げます。別途配付しております資料、羽幌町国民健康保険条例新旧対照表を御覧願います。この新旧対照表は、左側に現行条文を、右側に改正案を、改正箇所には下線を引いて表示しております。

それでは、改正内容を申し上げます。まず初めに、目次といたしまして第1章から第7章及び附則を付するものであります。

次に、第5条の出産育児一時金についてであります。分娩に関連して発症した重度脳性麻痺のお子様とご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供するなどにより紛争の防止、早期解決及び産科医療の質の向上を図ることを目的としている産科医療補償制度の掛金に基づき、出産育児一時金にその分を加算しているところであります。今回当該制度の掛金が1万6,000円から1万2,000円に引下げとなりましたが、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金等の支給総額42万円を維持すべきとの観点から、出産育児一時金の40万4,000円を40万8,000円に引き上げるものであります。

ただいまの説明をもちまして改正条文の朗読は省略させていただきます。

附則、施行期日、この条例は、令和4年1月1日から施行する。

経過措置、この条例の施行日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第56号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号 羽幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次の日程は、補正予算一括審議となりまして、時間を要することが考えられますため、ここで昼食のため暫時休憩します。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第57号～議案第62号

○議長（森 淳君） 日程第9、議案第57号 令和3年度羽幌町一般会計補正予算（第6号）、日程第10、議案第58号 令和3年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補

正予算（第1号）、日程第11、議案第59号 令和3年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第12、議案第60号 令和3年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、日程第13、議案第61号 令和3年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第14、議案第62号 令和3年度羽幌町水道事業会計補正予算（第1号）、以上6件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ただいま提案となりました各会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

初めに、一般会計につきまして既定の予算総額から歳入歳出それぞれ682万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ69億3,209万1,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、各事業の完了などによる減額補正が主なものでありますが、まず歳出について増額となりました主なものを申し上げます。2款総務費、自治振興費において空き家対策補助金498万円の補正は、補助対象件数の増加見込みによるものであります。

次に、3款民生費、社会福祉費において障害福祉サービス扶助費1,686万7,000円の補正は、障がい者自立支援事業に係る利用者数及び利用回数の増加によるものであり、地域福祉基金積立金100万円の補正は、福祉への活用を希望された寄附金を基金へ積み立てるものであります。

次に、4款衛生費、健康センター運営費において電算システム改修委託料121万円の補正は、健康診断情報についてマイナンバー制度を活用した市町村間での情報連携を可能にするため、システム改修を行うものであります。

以上で歳出を終わり、次に歳入の主なものを申し上げます。10款地方交付税2億4,865万円の増額は、普通地方交付税の交付決定によるものであります。

次に、14款国庫支出金、民生費国庫負担金766万1,000円の増額は、障がい者自立支援に係る利用者等の増加に伴う公費負担の増加によるものであります。

次に、15款道支出金、民生費道負担金383万円の増額は、国費と同様に障がい者自立支援に係る利用者等の増加に伴う公費負担の増加によるものであります。

同じく、総務費道補助金460万円の増額は、地域づくり総合交付金の交付決定によるものであります。

次に、18款繰入金、財政調整基金繰入金1億1,844万4,000円の減額は、財源調整によるものであります。

以上で一般会計を終わり、続いて国民健康保険事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ330万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,730万8,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、歳出の1款総務費、一般管理費において職員人件費28万5,000円の増額は、人事異動に伴うものであり、6款諸支出金において過年度分保険給付費等交付金返還金46万3,000円の増額は、前年度分保険給付費等の確定により交付金を返還するものであります。財源につきましては、国民健康保険給付費等支払準備基金繰入金及び一般会計繰入金並びに前年度繰越金を充てております。

続いて、後期高齢者医療特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。既定の予算総額から歳入歳出それぞれ51万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,248万8,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、後期高齢者医療広域連合に対する事務費負担金を減額するものであり、歳入につきましては一般会計繰入金を減額しております。

続いて、介護保険事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ523万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億622万9,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、歳出の1款総務費、事業管理費において一般職給23万5,000円の増額は、職員の昇給によるものであり、2款事業費、特別養護老人ホーム事業費において羽幌町立特別養護老人ホーム整備基金積立金500万2,000円の増額は、前年度分施設利用納付金及び定期預金利息分を基金へ積み立てるものであります。財源につきましては、一般会計繰入金及び前年度繰越金を充てております。

続いて、下水道事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1,145万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,454万2,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、入札執行に伴う委託料及び工事請負費に係る執行残を減額するものであり、歳入につきましては当該事業に係る国庫支出金及び一般会計繰入金並びに町債を減額しております。

続いて、水道事業会計の補正につきましてご説明申し上げます。収益的収入及び支出において、支出の1款水道事業費用、1項営業費用において72万3,000円の増額は、人事異動に伴う人件費の補正をするものであり、予算総額を2億3,015万8,000円とするものであります。

なお、資本的収入及び支出につきましては補正はございません。

以上、今回補正をいたします予算の内容であります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） 次に、財務課長から内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） それでは、内容をご説明いたします。

一般会計の4ページをお開き願います。第2表、債務負担行為補正であります。羽幌小学校及び羽幌中学校において通信環境を強化するためインターネット回線を増設し、接

続事業者、いわゆるプロバイダーと複数年契約を締結することから、それぞれ債務負担行為として追加するものであります。

次に、第3表、地方債補正であります。対象事業費の確定等に伴い、限度額を変更するものであります。

14ページをお開き願います。歳出の1款議会費において旅費169万4,000円、負担金補助及び交付金35万4,000円の各減額は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、行政視察事業ほか3事業を中止したことによるものであります。

15ページを御覧ください。2款総務費、一般管理費において功労・功績等授章祝賀会補助金35万4,000円の減額は、祝賀会の中止によるものであり、普通旅費65万5,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、職員研修の一部がオンライン研修に変更されたことによるものであり、電算システム導入委託料13万7,000円の増額は、次期北海道セキュリティークラウド移行に伴う各種設定業務等を委託するものであります。

同じく、財政管理費において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金返還金382万1,000円の補正は、令和2年度に実施した交付金対象事業費の確定に伴う返還金であります。

16ページをお開き願います。同じく、財産管理費において町有施設解体工事請負費423万円の減額は、事業完了に伴う執行残の減額であります。

同じく、企画費において移住定住促進事業、総額159万8,000円の減額は、事業の完了に伴う執行残の減額であります。

17ページを御覧ください。同じく、自治振興費において離島航路事業運営補助金502万円、離島航路欠損補助金920万4,000円の各減額は、いずれも補助対象経費の減少によるものであります。

同じく、監査委員費において旅費29万円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、全国研修会の開催内容が変更されたことに伴う参加中止によるものであります。

18ページをお開き願います。3款民生費、社会福祉費において国民健康保険事業特別会計繰出金284万5,000円の増額は、対象経費の増加によるものであります。

同じく、介護福祉費において介護保険事業特別会計繰出金23万5,000円の増額につきましても対象経費の増加によるものであります。

19ページを御覧ください。同じく、後期高齢者医療費において療養給付費負担金307万2,000円の増額は、医療費等の増加に伴う後期高齢者医療広域連合に対する負担金の増額であり、後期高齢者医療特別会計繰出金51万2,000円の減額は、対象経費の減少によるものであります。

同じく、児童措置費において電算システム改修委託料77万円の増額は、児童手当法改正に伴うものであります。

20ページをお開き願います。4款衛生費、環境衛生費においてマムシ生息実態調査委

託料52万2,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業を中止したことによるものであります。

21ページを御覧ください。6款農林水産業費、農業振興費において中山間地域等直接支払事業交付金200万円の減額は対象事業費の減少によるものであり、有害鳥獣駆除委託料34万1,000円の増額は国及び道からの通知に基づき、エゾシカ捕獲を強化するためのものであります。

次に、8款土木費、都市計画管理費において下水道事業特別会計繰出金88万8,000円の減額は、対象事業費の減少によるものであります。

22ページをお開き願います。9款消防費において消防費の北留萌消防組合負担金事業、災害対策費の防災資機材購入事業につきましては、消防団員用防火衣購入費用及び防災資機材購入費用について地域づくり総合交付金の対象になりましたことから、財源更正するものであります。

23ページを御覧ください。10款教育費、事務局費において通信運搬費10万7,000円の増額は、町が事業者と通信契約を締結し、通信環境が整っていない児童・生徒のいる家庭に対し必要な通信機器を貸与することにより、自宅における学習環境の確保を支援するものであります。なお、通信費につきましては、別途各保護者から徴収することとしております。

同じく、教育総務費、教育振興費において羽幌高等学校教育振興会事業補助金80万円の減額は、通学定期券購入補助等の執行見込みによるものであります。

24ページをお開き願います。同じく、小学校費、学校管理費において需用費137万2,000円の増額は、燃料高騰に伴う各小学校における燃料費の増加見込みによるものであり、役務費6万1,000円の増額は、羽幌小学校内での通信環境を増強するものであります。

25ページを御覧ください。同じく、中学校費、学校管理費において需用費147万2,000円の増額は、燃料高騰に伴う各中学校における燃料費の増加見込みによるものであり、役務費6万1,000円の増額は、羽幌中学校内での通信環境を増強するものであります。備品購入費117万6,000円の増額は、天売中学校及び焼尻中学校における教職員数について、それぞれ来年度から増員となる見込みから、パソコンなど不足する備品を補充するものであります。

26ページをお開き願います。同じく、高等学校費、学校管理費において需用費11万5,000円の増額は、燃料高騰に伴う天売高等学校における燃料費の増加見込みによるものであります。

同じく、高等学校費、教育振興費において天売高等学校教育振興事業11万8,000円、天売高等学校土曜授業事業8万2,000円の各減額は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業の一部を中止または縮小したことによるものであり、天売高等学校活性化事業120万円の減額は、同事業に係る地域おこし協力隊員の採用見込みがないこと

によるものであります。天売複合化施設建設事業1,591万1,000円の減額は、事業内容の見直し及び執行見込みによるものであり、天売高等学校学生寮運営事業12万3,000円の増額は、燃料高騰に伴う学生寮における燃料費の増加見込みによるものであり、高校用教材等整備事業11万9,000円の減額は、授業用備品の納入完了によるものであります。

27ページを御覧ください。同じく、社会教育費において成人式事業2万7,000円の増額は、本年5月に予定していた令和2年度対象成人式について新型コロナウイルス感染症拡大に伴い中止となりましたことから、関係費用を減額するとともに、来年1月に開催予定の成人式につきまして参加予定成人全員に抗原検査を実施するため、検査キット購入費用を増額するものであり、芸術鑑賞事業、のびのび子育て教室22万8,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、事業を中止したことによるものであります。

同じく、体育振興費においてマラソン大会開催事業84万円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、おろちゃんマラソン大会を中止したことによるものであります。

28ページをお開き願います。13款諸支出金、職員給与費の補正は、市町村振興協会交付金の交付決定を受けたことから、対象経費である外国語指導助手に係る人件費を財源更正するものであります。

以上が一般会計の補正内容であります。各特別会計及び水道事業会計の補正内容につきましては町長からの提案理由の説明をもちまして内容説明は省略させていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） お諮りします。

審議の方法については、各会計ごと歳入歳出予算、債務負担行為及び地方債ほか一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第57号 令和3年度羽幌町一般会計補正予算（第6号）について歳入歳出予算、債務負担行為及び地方債一括して質疑を行います。

10番、村田定人君。

○10番（村田定人君） それでは、質問させていただきます。

15ページの2款総務費で説明が先ほどありました地方創生臨時交付金の返還事業についてお聞きをしたいと思います。令和2年度の事業の中で382万1,000円を返還するということなので、その事業の中止とか中身について、どういう中身でこの金額が返還になったのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） お答えいたします。

地方創生臨時交付金に係る事業につきましては、特別委員会等々におきまして事業計画等説明させていただいて予算化の上、実施をさせていただいたところでございますが、基本的には残らないような形で全部使うという形で予算上は一般会計からの繰り出しも含めて予算化をさせていただいたところでありまして、事業を実施をしていく中で若干の執行残が出てきた部分と、大きな部分でいきますと指定管理事業者の指定の部分で全額交付金使えないものが出てきたりとか、最終的には年度末までどうなるか分からない部分、具体的に言いますとバス事業者さんの都市間バスの部分、運行した部分について補助する部分も予算化をさせていただいたところですが、年を越し今年になってから、去年の暮れぐらいから札幌方面の感染者拡大に伴いまして運行便数が予定より大幅に減少したこともありまして、途中で持ち直せばそこも使えるということで予算は残しておいたのですけれども、使えなかったとかそういう部分がございます、最終的には382万1,000円ほど未使用で返還する形となったところであります。

○議長（森 淳君） 10番、村田定人君。

○10番（村田定人君） 今財務課長の説明でこの金額に関しては理解をいたします。これは令和2年度で、今年度もまた事業として取り組んでいる途中ではあるのですが、考え方としてはまた執行残が出たり余った場合には返還事業になっていくということによろしいですか。

○議長（森 淳君） 財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） お答えいたします。

最終的には、こういうふうになってしまった場合はまた返還が必要になるというふうには認識しておりますが、2年度でこのような形で返還が生じておりますので、こういうことがないように早め早めに事業の進捗状況を現在も確認しておりまして、どこかが大幅に余るようでありましたら事業計画の変更というのはなかなか難しいかもしれませんので、もともと上げている事業の中で融通が利くようであればその中で使って行って、基本的に交付決定の受けている金額について全額使えるような形で進めていきたいというふうには考えております。

○議長（森 淳君） 10番、村田定人君。

○10番（村田定人君） 令和2年度には1月の末にコロナの特別委員会を開いて追加の事業をして、2月2日に補正を組んで使い切りなさいという形でやった経緯があるのですが、令和3年度に対してもそういうことが、今の中でいくとちょっと難しい部分もあるのかもしれませんけれども、私としてはせっかく来た交付金、返還することなく町民のために使っていただきたいなという思いから、そういう余らない、余さないための手法としては去年と同じような形も取れるのかどうかだけ聞いて終わります。

○議長（森 淳君） 財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） お答えいたします。

基本的に令和3年度に最初に実施させていただいた事業につきましては、今村田議員おっしゃられましたとおり、今年の2月に最後の補正、国の補正が通りまして交付決定されて、事業の実施時期が、実施時期というか、交付決定が2月施行ということになっていまして、その経費については2年度中に使わないで全額3年度に繰越しをさせていただいております。基本的に春から実施している事業につきましては、令和2年度の国の補正予算で3年度に繰越しをしてスタートしている事業になっております。この分につきましては、国のほうから2年の予算化されていますので、基本的には3年度中にこれについては全額使用してしまわなければ4年度に繰越しとかは難しい形になっております。今年度追加でいただいている分、一千数百万予算化させてもらったと思うのですけれども、それについては終わらなければ繰越しということは可能かもしれませんが、基本的には金額が小さくなっておりますので、そこについては全額間違いなく執行はできるというふうには考えております。

○議長（森 淳君） 10番、村田定人君。

○10番（村田定人君） すみません。私の質問の仕方が悪かったのだと思うのですが、私が質問したのは昨年度1月の末にコロナの委員会を開いて、追加の事業をして令和2年度の分を使い切ってくださいと、今財務課長が説明したのは1月に交付決定がされて、令和3年度に繰り越してもいいですよというのは最終のコロナの委員会が3月で臨時会は4月だったと思うのですが、私が今聞いたのは2月2日に追加で事業をして取り組んだ経過があるので、それは今年度もそういうことができるのかどうかという質問をしたのですが、ちょっと私の質問の仕方が悪かったのかもしれないですけれども、そこだけお答えいただければと思います。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時28分

再開 午後 1時31分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番、村田定人君。

○10番（村田定人君） すみません。今年度、令和3年度につきましてもなるべく執行残出さないような対策としてはどういうことができるのか、あれば質問して、私はこれで終わります。

○議長（森 淳君） 財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） お答えいたします。

基本的には年度内に全部使えるという形で考えておりますけれども、時期的なものがあって追加の事業の変更ができるかどうか、今手元にないので、ご返事できないのですけれ

ども、もし大幅に残るような見込みですとかあった場合に国の最終的な事業変更、もし間に合うようでしたら事業の追加等々も考えながらこういった形で返還がない形で、基本的には交付決定受けた分は使い切れるような対応は考えたいというふうに思っております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 内容について説明を受けたいと思って質問させていただきます。

10款の教育費、ページでいうと一般会計の25ページです。備品購入費で先ほど財務課長の説明でうれしい話題というか、来年度以降先生の数が増えるので、それに伴って学校用端末ということでパソコンの購入だという話をされていたと思うのですが、先生が増えるということはとてもうれしい話題かなというふうに受け取りました。それと、もう一つよかったなと思うのは新年度に向けての準備がこの時期の補正でできるというのはなかなか今まででなかったのではないかなと、あくまでも新年度は新年度というふうになっていたものが新年度に向けて今の段階から補正をかけて準備するというので、天売中学校、焼尻中学校ともに端末が39万6,000円ということなのですから、何名の先生が増える予定で何台のパソコン等を準備するのかというところの説明をお願いいたします。

○議長（森 淳君） 学校管理課長、酒井峰高君。

○学校管理課長（酒井峰高君） お答えいたします。

天売中学校のほうなのですから、現在1年生と2年生がおりまして、複式で1学級となっております。今度今の6年生が新しく中学生に入りますので、3学年になりますので、学級編制が2クラスとなりますので、1学級増えることで3名の先生が増えます。そのために、まず上のほうの管理用備品購入費につきましては先生の机が不足することによって1名分の机、ほか2台につきましてはありますので、1台を購入いたします。端末につきましては、現在校務支援システムを導入しておりますので、その辺に対応できるパソコンということで3台を購入いたします。次に、焼尻中学校につきましては、現在休校中なのですから、現在6年生が1名いるということで新年度から再開をするということで、これに伴いまして4名の先生が増える予定であります。同じく、管理用備品といたしまして机等を2名分購入することと、端末につきましては3名分、3台を購入する予定であります。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 1クラスが増えることで先生が2人なり4人なり増える、自分はとてもうれしいことですし、新年度に入る前にそういう状況を踏まえて準備することはとてもいいことかなと思います。新年度に向けてこれだけではない、準備が必要なものがあれば早い段階で、4月、新年度予算が通ってからではなくて、子供の教育環境を整える意味でも先生含めた学校の施設の整備は前もって今回のように補正していただけるのはとてもいいことだと思いますので、今後もし何かあれば準備のために進めていってほしいというふうに思います。ありがとうございます。

- 議長（森 淳君） ほかに質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（森 淳君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（森 淳君） これで討論を終わります。
これから議案第57号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（森 淳君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第57号 令和3年度羽幌町一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり可決されました。
次に、議案第58号 令和3年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（森 淳君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（森 淳君） これで討論を終わります。
これから議案第58号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（森 淳君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第58号 令和3年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。
次に、議案第59号 令和3年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（森 淳君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（森 淳君） これで討論を終わります。
これから議案第59号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号 令和3年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号 令和3年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号 令和3年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 令和3年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について歳入歳出予算及び地方債一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号 令和3年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号 令和3年度羽幌町水道事業会計補正予算（第1号）について収益的収入及び支出ほか一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号 令和3年度羽幌町水道事業会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

◎発議第9号

○議長(森 淳君) 日程第15、発議第9号 羽幌町議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

2番、磯野直君。

○2番(磯野 直君) 発議第9号 羽幌町議会会議規則の一部を改正する規則。

令和3年12月9日提出。

提出者、羽幌町議会議員、磯野直。賛成者、羽幌町議会議員、金木直文、同じく、小寺光一。

提案理由、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として欠席事由の整備及び母性保護の観点から出産に係る産前、産後の欠席期間を規定するため。

あわせて、請願者の利便性向上を図るため、議会への請願手続において請願者へ一律求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるため、改正しようとするものである。

羽幌町議会会議規則の一部を改正する規則。

羽幌町議会会議規則(昭和63年羽幌町議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由」に改め、同条第2項中「議員」を「前項の規定にかかわらず、議員」に、「日数を定めて」を「出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第41条第2項中「手続き」を「手続」に改める。

第48条中「さらに」を「更に」に改める。

第89条第1項中「邦文を用い」を「、邦文を用い」に、「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印」を「請願者(法人の場合にはその名称を記載し、代表者)が署名又は記名押印」に改める。

第126条第1項中「行なう」を「行う」に改める。

附則、この規則は、公布の日から施行する。

以上です。

○議長（森 淳君） 議会の運営に関する基準により、質疑並びに討論は省略することとします。

これから発議第9号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第9号 羽幌町議会会議規則の一部を改正する規則は原案のとおり可決されました。

◎発議第10号

○議長（森 淳君） 日程第16、発議第10号 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。本町の懸案事項の要望、促進を図るため及び議員の研修並びに各委員会の調査研究等のため、本日より次期定例会までの間、本議会は必要と認められる事案について道内外の関係機関に議員を派遣したいと思います。なお、諸般の事情による派遣日程等の変更があった場合は、その他緊急を要する派遣事案があった場合は議長にその内容決定を一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第10号 議員の派遣については原案のとおり決定されました。

◎発議第11号

○議長（森 淳君） 日程第17、発議第11号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会における閉会中の所管事務調査について、それぞれの委員長から会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。それぞれの委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第11号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査については原案のとおり決定されました。

◎意見案第5号

○議長（森 淳君） 日程第18、意見案第5号 離島振興法の改正・延長を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 意見案第5号 離島振興法の改正・延長を求める意見書の提出について。

このことについて、別紙のとおり会議規則第14条の規定により意見書を提出します。

令和3年12月9日提出。

提出者、羽幌町議会議員、逢坂照雄。賛成者、羽幌町議会議員、磯野直、同じく、賛成者、阿部和也。

離島振興法の改正・延長を求める意見書（案）

離島においては、昭和28年に離島振興法が制定されて以来、離島振興政策が推進され、生活条件の改善、産業基盤の整備等を中心とする社会資本の形成が大きく進展した。

離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全とあわせて、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っている。

しかしながら、離島においては、厳しい自然的・社会的条件の下、人の往来、生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額であることのほか、医療提供体制や産業基盤、生活環境等が脆弱といった本土との地域格差は、引き続き対応すべき課題である。また、人口減少や高齢化が進展するとともに、基幹産業である一次産業の停滞など、離島をめぐる状況は依然として厳しく、一層強力に離島振興政策を推進していく必要がある。

よって、国においては、現行の離島振興法が令和4年度末をもって失効することから、抜本改正の上、恒久法化も視野に入れて延長されるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月9日、北海道羽幌町議会議員、森淳。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、内閣官房長官。

○議長（森 淳君） 議会の運営に関する基準により、質疑並びに討論は省略することとします。

これから意見案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、意見案第5号 離島振興法の改正・延長を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

議長名をもって、それぞれの関係機関に要請することといたします。

◎意見案第6号

○議長（森 淳君） 日程第19、意見案第6号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産

漁業被害の解明と支援策を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

10番、村田定人君。

○10番（村田定人君） 意見案第6号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書の提出について。

このことについて、別紙のとおり会議規則第14条の規定により意見書を提出します。

令和3年12月9日提出。

提出者、羽幌町議会議員、村田定人。賛成者、羽幌町議会議員、平山美知子、同じく、賛成者、羽幌町議会議員、工藤正幸。

地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書（案）

北海道内では、定期的実施されている海洋観測モニタリングのデータや、ブリ、マンボウなど南方系魚種の回遊が多く見られていることから、海水温の上昇が、漁業に大きく影響を及ぼしているものと推察され、地球温暖化・海水温上昇の原因の究明が急務となっている。毎年、その被害状況は増しており、サケ・サンマ等が減少し長期的には、昆布の水揚げも激減してきている。

北海道を代表する秋サケも不漁に悩まされ続けている状況は、直接的に打撃を受けている漁業従事者のみならず、関連する水産加工業者への影響も含め、地域経済に大きなダメージを与え地域の活力を削ぎ、地域の衰退を招きかねない。

このことは、新型コロナウイルス感染症対策による飲食店での消費減退に伴う魚価安が、更に水産漁業者の不安を増幅させている。また、今年9月以降赤潮が発生し、ウニや秋サケ、ブリ、ツブ、シシャモなどに被害が及び、大きな経済的損失を被るとともに、来年以降の漁に大きな不安を生じさせている。

よって国においては、次の措置を早急に講ずるよう強く要望する。

記

- 1 カーボンニュートラルの実現を着実にを行うこと。
- 2 海水温上昇に伴う水産漁業等被害の実態調査を行うこと。
- 3 被害対策の策定と支援を行うこと。
- 4 長期的な水産振興策の策定と支援を行うこと。
- 5 赤潮発生による被害対策と漁業支援及び地域支援を行うこと。
- 6 コロナ禍において、飲食店自主規制により魚価安のダメージを受けている水産漁業関連、地域経済に対し、緊急の経済支援策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月9日、北海道羽幌町議会議長、森淳。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、厚生労働大臣、環境大臣。

以上です。

○議長（森 淳君） 議会の運営に関する基準により、質疑並びに討論は省略することとします。

これから意見案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、意見案第6号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

議長名をもって、それぞれの関係機関に要請することといたします。

◎日程の追加

○議長（森 淳君） お諮りします。

ただいま町長から議案第63号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎議案第63号

○議長（森 淳君） 追加日程第1、議案第63号 令和3年度羽幌町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ただいま追加提案となりました令和3年度一般会計補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ4,506万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ69億7,715万7,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、国の子育て世帯等臨時支援事業に基づき、主たる生計維持者の所得が一定の額を下回る子育て世帯に対し、18歳以下の子供1人当たり5万円の給付金を支給するものであります。給付金の支給時期につきましては、本町から児童手当の支給を受けている世帯につきましては申請書類の提出や振込口座の確認が不要なことから、年内に支給が可能と捉えておりますが、対象となる子供が高校生のみ在世帯や事業所から児童手当の支給を受けている公務員世帯につきましては申請書類の提出が必要となる場合があることから、書類の提出が行われ、支給要件に該当するか確認ができ次第、可能な限り早期に支給したいと考えております。

以上、今回補正をいたします予算の内容であります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます、提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） お諮りします。

審議の方法については、歳入歳出予算一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第63号について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号 令和3年度羽幌町一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（森 淳君） これで本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、令和3年第8回羽幌町議会定例会を閉会します。

（午後 1時58分）